

○里山管理要領

平成 30 年（2018 年） 8 月 1 日

第 1 目的

里山の維持管理・整備について必要な事項を定めるものとする。

第 2 管理の対象

長坂「沢山池の里山」において、里山的環境保全・活用事業の実施により、自然環境共生課（以下「管理者」という）が維持管理・整備を行う土地（以下「里山地区」という）。

第 3 行為の禁止

里山地区内で、次に掲げる行為をしてはならない。ただし、第 6、7 の許可に係るものについては、この限りでない。

- (1) 地形の損傷及び汚損
- (2) 車両（自転車含む）の進入
- (3) 動植物の持ち込み、持ち出し
- (4) たき火その他の火気の使用
- (5) はり紙、はり札及び広告の表示
- (6) 物品の販売、宣伝、勧誘、寄付の募集その他これらに類する行為の禁止
- (7) 廃棄物の放棄などこれらに類する行為
- (8) 立入禁止区域への立ち入り
- (9) その他管理上支障があると認められる行為

第 4 立入禁止区域

里山地区内に一般利用者の立入を制限する区域を設けることとし、その立入禁止区域は、次に掲げる区域（別図赤線囲み部分）のとおりとする。

- (1) 沢山池
- (2) ヤナギ林
- (3) その他、立ち入り禁止の看板を設置している所

第 5 施設の管理及び整備

管理者は、通常業務として実施する日常管理のうち、次に掲げる行為について、NPO 法人及びボランティア団体等（以下、「団体等」という）に依頼できるものとする。

- (1) 清掃
- (2) 草刈
- (3) 枝払い
- (4) その他、(1)、(2) 及び (3) に類する軽微な作業

- 2 管理者は、通常業務として実施する『里山地区の効用を全うするための施設』（以下、「里山施設」という）のうち、次に掲げる施設の整備を団体等に依頼できるものとする。
 - (1) 通路
 - (2) 柵
 - (3) その他、(1) 及び (2) に類する工作物
 - (4) 田
 - (5) 湿性草地
 - (6) 植栽
 - (7) その他、(4)、(5) 及び (6) に類する施設
- 3 管理者から依頼を受けた団体等は、年間（月間）の管理計画を市に提出すること。

第6 行為の許可

里山地区で、次に掲げる行為をしようとする者は、市長の許可を受けなければならない。

- (1) 行商、募金その他これらに類する行為をすること。
 - (2) 業として写真又は映画を撮影すること。
 - (3) 興業を行うこと。
 - (4) 自然観察会、自然体験会その他これらに類する催しのために里山地区内の全部又は一部を独占して使用すること。（車両の駐車も含む）
 - (5) 土地の形状に著しい変化を及ぼす造成を行うこと。
 - (6) その他、管理者が必要と認めること。
- 2 許可を受けようとする者は、行為の目的、行為の期間、行為を行う場所、行為の内容その他市長の指示する事項を記載した「行為等許可申請書」を市長に提出しなければならない。

第7 物件の占用許可

里山地区に、里山施設以外の工作物、その他物件を設けて、里山地区を占用しようとする者は、市長の許可を受けなければならない。

- 2 許可を受けようとする者は、占用の目的、占用の期間、占用を行う場所、占用の内容その他市長の指示する事項を記載した「占用等許可申請書」を市長に提出しなければならない。

第8 許可の取消

市長は、次の各号の一に該当する場合は、許可を取り消すことができる。

- (1) 不正の手段をもって許可を受けたとき。
- (2) 許可の目的以外に使用したとき。
- (3) 許可の条件に違反したとき。
- (4) この要領に基く行為の禁止に違反したとき。
- (5) その他、公益上市長が必要と認めたとき。

第9 許可等申請の流れ

- (1) 管理者に事前相談し、内諾を得る
- (2) 申請書と必要書類の提出
- (3) 決定通知書の交付
- (4) 行為後、速やかに報告

附 則

- 1 本要領は平成30年8月1日から施行する。